

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 25 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第2項
処 分 の 概 要：営業の廃止命令
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第3項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第7条第3項（認定の有効期間を更新しない旨の通知）、第8条（認定の取消し）
処 分 基 準： 次の場合は、営業の廃止命令を行うものとする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導又は警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係 (電話 097-536-2131 内線3024)
備 考：